# アフリカにおける天然資源と武力紛争 - 「内戦の政治経済学」の観点から -

## 篠田英朗

#### はじめに

現代世界の武力紛争の多くが、様々な形で天然資源が一つの要因となって、引き起こされていると考えられている。その傾向は、紛争多発地帯であるアフリカにおいて顕著である。本稿では、天然資源がどのように武力紛争と結びついているのかを、アフリカ諸国を事例にして検討することを目的とする。その際に本稿は、現代世界に蔓延する内戦(civil war)が、非常に複雑で裾野の広い政治・経済問題を背景に持っているということを、強調する。つまり本稿が依拠する問題関心は、近年「内戦の政治経済学(political economy of civil wars)」として進められている研究動向にそったものである。

第一に、天然資源の問題が武力紛争を誘発し、あるいは長期化させる要因となる構造について、理論的な観点から分析する。第二に、特にダイヤモンドの不正輸出が武力紛争の悪化に果たした役割を、シエラレオネに焦点をあてて、検討する。第三に、やはり天然資源が武力紛争に与えた影響を、コンゴ民主共和国に焦点をあてて、検討する。第四に、国際的な紛争予防措置としての資源管理メカニズムついて概観する。

# 1.天然資源と武力紛争の結びつき

最近の武力紛争、特に国内紛争において、天然資源が重大な意味を持ってきたことは、広く知られている。アフリカを中心として、しかしそれ以外の地域においても、天然資源をめぐる争いが、武力を用いた紛争と密接な関係を持ってきている(表1参照)。

表1:天然資源と結びついた内戦(1990-2002年)

内戦国	期間	資源
アフガニスタン	1978-2001	宝石、麻薬
アンゴラ	1975-2002	石油、ダイヤモンド
アンゴラ (カビンダ)	1975~	石油
カンボジア	1978-97	木材、宝石
コロンビア	1984~	石油、金、コカ
コンゴ共和国	1997	石油
コンゴ民主共和国	1996-97、1998~	銅、コルタン、ダイヤモンド、金、
		コバルト
インドネシア (アチェ)	1975~	天然ガス
インドネシア(西パプア)	1969~	銅、金
リベリア	1989-96	木材、ダイヤモンド、鉄、パーム
		油、ココア、コーヒー、マリファ
		ナ、ゴム、金
モロッコ	1975~	リン酸肥料、石油
ミャンマー	1949~	木材、スズ、宝石
パプアニューギニア	1988~	銅、金
ペルー	1980-95	コカ
シエラレオネ	1991-2000	ダイヤモンド
スーダン	1983~	石油

(出典: Michael Ross, "The Natural Resource Curse: How Wealth Can Make You Poor" in Ian Bannon and Paul Collier (eds.), *Natural Resources and Violent Conflict: Options and Actions* [Washington, D.C.: The World Bank, 2003], p. 18.)

天然資源は、しばしば中央政府の腐敗した利権構造を作り出し、国内の政治不安を醸し出す。また天然資源は、反政府勢力による収奪によって、内戦のきっかけとなることもある。たとえば内戦中のアンゴラでは、アンゴラ全面独立民族同盟(UNITA)がダイヤモンド資源の確保によって、数十億ドル単位ともいわれる利益をあげたといわれる。1990年代前半のリベリアでは、後に大統領

になるチャールズ・テイラーが、大麻やダイヤモンド売買に対する徴税行為によって、一年に 7500 万ドルもの利益を上げ続けていた。やはり 1990 年代のシエラレオネでは、革命統一戦線(Revolutionary United Front: RUF)が、時には年間 1 億ドル以上の利益を、ダイヤモンド採掘によって得ていた。あるいはスーダンでは、1983 年に北部の中央政府が南部に位置する石油の開発に伴う利権を確保しようとしたことによって、スーダン人民解放軍 (Sudan People's Liberation Army: SPLA)が武装蜂起し、その後 200 万人が犠牲となったといわれる内戦が勃発した。アフリカの幾つかの地域の極端な場合には、武装蜂起による戦利品としての天然資源の利用権が投機対象となり、内戦勃発を促進する要素となることさえあったという²。実際のところ、「勝利」を至上の目的とする伝統的な「戦争」とは異なり、平時では違法であり遂行不可能である資源収奪自体を目的として長期化しているかのような内戦が、近年には多く見られるのである³。

このように多くの武力紛争の背景に天然資源をめぐる問題があることが、専門家の間での活発な議論の対象となっている。ただここで注意しておかなければならないのは、天然資源と武力紛争の結びつきが、単に天然資源の獲得をめぐる争いが武力紛争に発展する危険性を持ちうる、ということ以上の意味を持っている点である。むしろより重要なのは、紛争国の政治構造の問題が、経済構造の問題と重なり合い、天然資源を武力紛争と結び付けていく温床として働いてしまうことなのである。

天然資源の問題が武力紛争の温床となる背景には、紛争国の政治構造の問題がある。なぜなら問題が起こるのは、中央政府が資源を適正に開発し、利益を分配していないために、国内に資源をめぐる不満が噴出するためだと想定できる。少なくとも中央政府にそうした開発・分配を行う能力がないために、反政府勢力の収奪を許してしまうことがある。多くの紛争国においては、中央政府が個人支配の道具と化し、国家事業が私益を満たすために動かされている場合が少なくない。そうした正当性あるいは実効性を欠いた統治機構しか国家内に存在しない場合、天然資源の問題が事態を悪化させる大きな要因となる<sup>4</sup>。つまりそのような場合、天然資源は、それ自体として紛争を誘発するというよりも、政治構造の矛盾を増幅させる媒体として、紛争の温床となるのである。

そもそも戦争を行うには、資金が必要である。たとえアフリカの貧困国にお ける軽武装の武力紛争の場合であっても、その事情はあてはまる。むしろ政府 の徴税能力に限界がある場合にこそ、内戦などの危険性が高まると言うことも できるだろう。冷戦時代の地域紛争の典型的なパターンは、超大国の一方が政 府側に肩入れし、対立する別の超大国が反政府勢力に資金援助を含めた支援を 提供し、紛争が勃発するというものであった。そのため冷戦が終わったときに は、超大国からの資金の流れが止まり、地域紛争が終息していくのではないか と期待されたわけである。しかしポスト冷戦時代においては、むしろ地域紛争 は増加の傾向を示した。その背景には様々な要素があるが、紛争当事者たちが 超大国以外の資金獲得方法を見出したために、冷戦の終焉が地域紛争の終息を 導き出さなかった、と考えることも的外れではない。ポスト冷戦時代の資金獲 得の方法として従来よりもさらにいっそう重要な役割を持つようになったのが、 紛争地域に物理的に存在し、現地勢力によって収奪可能である天然資源なので あった。武力紛争の開始・継続能力を持つために天然資源を利用して資金を確 保するという方法は、冷戦終焉後の時代において、紛争地域の政府にとっても、 反政府勢力にとっても、いっそう大きな意味を持つことになったのである。し かも付け加えるならば、ポスト冷戦時代に進展したグローバル化の流れは、ア フリカの紛争地域の資源が闇市場を介して世界中に流通していくのを容易にし た。天然資源と武力紛争のつながりは、現代世界特有の要素によって、大きく 影響されてきたのである<sup>ゝ</sup>。

天然資源の収奪が、少なくとも現地における諸集団の勢力争いにおいては、極めて重要な意味を持ちうるという事情の背景にあるのは、天然資源に依存する経済構造の存在である。世界銀行が主導した研究によれば、単一産品に依存する度合いが強くなればなるほど、内戦(civil war)が発生する確率が高くなるという。主要な産物の国内総生産(GDP)に占める割合が5%であれば6%に過ぎない内戦発生の確率は、依存度が25%に達すると30%にまで跳ね上がるという。さらに、新たな天然資源の発見や、さらなる埋蔵量の発見は、3%~8%程度内戦の危険性を増加させる。このような要因は、天然資源が石油である場合には、さらに顕著な傾向を導き出す。また別の研究によれば、ダイヤモンド算出国に

は、非常に高い確率の紛争発生の可能性があるという7。

天然資源への依存率は、経済成長の鈍化や貧困層の拡大と密接な関係を持っていることも、よく知られている。天然資源の依存率が高くなればなるほど経済成長に悪影響が及ぶことが、統計的に示されているのである。同様に、天然資源への依存が進めば進むほど、国内社会の貧困化も進むことも、統計的に示されている。経済情勢が悪化し、貧困が進めば、国内社会の不安定化が進み、紛争が起こりやすくなる。少なくとも貧困な失業者層の拡大は、武装勢力の勢力拡張を促進する効果を持つ。こうした経済情勢への悪影響という要素から見ても、天然資源の問題は、武力紛争と密接に関わっているのである<sup>8</sup>。

世銀の研究の興味深い点は、さらに他の要素が複合的に内戦の発生に関係してくることも指摘していることだが、たとえばもし人口に占める一つの民族の割合が 45%から 90%であるとすれば、内戦発生の危険性はさらに 3 分の 1 程度上がるという。このことは、単なる複数の民族集団の共存は、決して天然資源を媒介とした武力紛争の引き金にはならないことを意味している。つまりある天然資源を独占的に使用する集団が存在するか、あるいは独占的な使用を目指しうる集団が存在することが、天然資源をめぐる紛争問題を助長する要因なのである。したがって単なる天然資源の収奪が問題であるというよりも、独占的使用が政治権力上も絶大な意味を持つような、単一の天然資源への依存度の高い経済構造こそが、武力紛争の構造的温床なのだと言うことができる。

もちろん天然資源で利益を得るためには、紛争地帯外のいわゆる先進工業国の人々などに、天然資源を売っていくことができなければならない。したがって武力紛争を助長する要因になっているにもかかわらず、天然資源を購買しようとする先進国の人々がまずもって存在していなければならず、そうした人々と現地勢力との取引を可能にする貿易ネットワークが存在していなければならない。つまり天然資源に依存する諸国から天然資源が流れ込んで行く先進国の側に、国際的に認知されない形であれ何であれ、天然資源を動かしていく経済構造・経済ネットワークが存在していなければならないのである。そのようなネットワークを撲滅するために、様々な試みがなされているし、将来の実施のための検討も行われている。しかし現実には、国際社会の限定的な関心だけで

は、不正な天然資源の流れを断ち切ることはできない。国際社会がどのような対策を施していくべきかについては、続く二つの節で天然資源と武力紛争のつながりについて具体例をとりあげてみた後に、立ち戻って考察してみたい。

# 2.シエラレオネ内戦における天然資源の問題

西アフリカのシエラレオネでは、1991 年以来長い内戦が続いたが、その背景にダイヤモンドと金をめぐる利権があった。その事情は、地域大の複雑な利権構造と、国際社会の不十分な対応とが折り重なり、今日の世界の内戦と天然資源とのつながりを象徴的に示すものであった。

# (1)内戦の経緯

シエラレオネの内戦は、1991年、フォディ・サンコー(Foday Sankoh)が率いる RUF 勢力が、リベリアの反政府武装勢力 National Patriotic Front of Liberia (NPFL)を率いるチャールズ・テイラーの支援を受けながら、リベリア領内から軍事侵攻を開始したときに始まった。この内戦は2001年の和平合意を受けて、今日では一応の終息状態にいたったが、それまでの10年間の凄惨な状況は筆舌に尽くしがたいものであった。また和平合意が1996年、1997年、1999年にも結ばれていたにもかかわらず内戦の終結をもたらすことができなかったことは、天然資源の問題を含む内戦の構造が、極めて複雑で深刻なものであったことを示す事実であると言えるだろう。

1991 年当時リベリアのチャールズ・テイラーはまだ政権を奪取しておらず(後に武力による実効支配をへて大統領に選出)、リベリアでの内戦勃発に対応して政権側に近い ECOMOG (Economic Community of West African States Cease-Fire Monitoring Group)が派遣した平和維持軍と敵対状態にあった。ECOMOG は主に地域大国であるナイジェリアの軍隊によって構成されていたが、シエラレオネもまた重要な役割を担っていた。したがってテイラーにとってシエラレオネ内に騒乱を持ち込むことは、直接的な政治的利益があった。だがそこでさらに注目すべきことは、テイラーが RUF から経済的な見返りを期待していた点である。つまり RUF にシエラレオネ領内のダイヤモンドの産地を押さえさせることは、テイラーにとっては、自らの勢力の資金基盤を確立するという経済的利益

に直結することだったのである。

RUF は遂に武力でも政権を奪取することができなかったが、腐敗していた当時のシエラレオネ政権に重大な打撃を加えることに成功した。その結果として、首都のフリータウンでは軍事クーデタが二回起こることになり、民間軍事会社も交えた激しい武力衝突と一般市民への被害、そしてダイヤモンド産地の奪い合いが繰り返されることになった。

二度目のクーデタの後、国際社会の圧力もあって、1996 年 2 月に選挙が行われて、アフメッド・テジャン・カバー(Ahmed Tejan Kabbah)が大統領に選出された。RUF はこの選挙に参加せず、その正当性を認めることもしなかった。しかし選挙を契機に中央政府軍に対して軍事的に劣勢に立たされると、コートジボワールの調停を受け入れて、同年 11 月にアビジャン合意と呼ばれる最初の和平合意に署名をした。ところが合意の前提であった国連 PKO 部隊の展開が、当時の国連加盟国(特に安全保障理事会常任理事国)の消極的な反応に行き当たると(結局実現しなかった)、1997 年 5 月の新たな軍事クーデタによって、合意の枠組み自体が崩壊していくことになる。

ただし新たな軍事政権に対しては、ジョニー・ポール・コロモ(Johnny Paul Koromoh)を指導者とする Armed Forces Revolutionary Council(AFRC)が組織されて対抗したばかりではなく、イギリスの努力によって国連安保理による禁輸制裁措置も行われた。ECOMOG もフリータウンを包囲して軍事攻撃を加えるなどして圧力を加えた。1997 年 10 月に和平合意が結ばれるにいたったが、この和平合意は全く実行に移されることのないものであったため、ついに 1998 年 2 月に ECOMOG 軍が武力でカバーを大統領に復帰させることになる。同年 7 月には国連安保理も、70 人の軍事監視員からなる国連シエラレオネ監視ミッション(UN Observer Mission in Sierra Leone: UNOMSIL)を設立することを決議した。しかしこうした情勢をへてもなお、リベリア(およびブルキナファソ)の支援を受けた RUF の軍事的勢いが衰えなかったばかりではなく、ナイジェリアに成立した文民政権が ECOMOG 駐留の負担を見直す動きに出たため、カバー大統領は 1999 年に口メ合意を RUF 側と結び、それを受けて国連シエラレオネ・ミッション(UN Mission in Sierra Leone: UNAMSIL)が設立され、約 13,000 人の国連平

和維持軍が展開するようになった。

ロメ合意は、しばしば研究者の間で論争を引き起こしてきた問題の多い和平合意である。なぜなら凄惨な一般市民への攻撃を行ってきた RUF 側の罪を免責する条項が、ロメ合意に含まれていたからである。しかも RUF のサンコーは、副大統領職を与えられたばかりではなく、戦略的鉱物資源委員会 (Strategic Mineral Resources Commission)の議長職を獲得し、ダイヤモンドなどの資源を自由にする権限を持つことになったのである。このような妥協は全ては内戦終結という目的のためであったが、実際にはロメ合意は内戦を終わらせることができず、武力衝突は続いた。特に RUF は UNAMSIL の平和維持部隊にダイヤモンド産地に入ることを許さず、2000 年 5 月には 500 名の平和維持部隊兵士を拘束するという事件まで起こしたのであった。

しかしこのような屈辱的な事件は、UNAMSIL にさらに強硬な態度をとらせる 契機になったばかりではなく、イギリス軍の緊急派遣をも引き出すことになった。そして首都フリータウンでの騒乱の最中のサンコーの拘束という決定的な 事件が起こる。事態の推移を受けて成立したのが、2000 年 11 月の停戦合意であり、それに引き続いて 2001 年 5 月に調印された第二アブジャ和平合意であった。この合意は、サンコーの拘束という一定の政治的モメンタムにのっとって作られたものであったがゆえに、それまでの和平合意にはなかった実効性を発揮し、2005 年の今日にいたるまで効力を保ち続けている。武装解除もそれなりに 進展し、RUF による人道法違反行為を罰することを最大の目的とした特別法廷も設立され、平和構築のプロセスが遅まきながら進み始めている。

#### (2)シエラレオネの戦争経済

シエラレオネのような最貧国において、武力紛争と資源収奪が結びついてくるのは、兵士一人ひとりの生活現況を想像すれば、ある意味で容易に理解できることかもしれない。経済状況の逼迫から、生活の見通しを立てるために何らかの軍事組織に属さざるを得ない。しかし軍事組織への加入が十分な生活水準を保証するわけではない。1990年に当時の大統領が「不正」ダイヤモンド坑夫を取り締まる軍事作戦を行ったことが、内戦構造を用意したと考える者がいるのは、そうした文脈においてである。3万人にも及ぶ「不正」坑夫を放逐した、

軍事的には効果的であった作戦は、実は当時のシエラレオネ軍兵士のダイヤモンド「不正」発掘への関心と、将校クラスの階層における「不正」ダイヤモンド市場へのアクセスへの関心とに裏付けられたものであったという<sup>9</sup>。

地域大の複雑な交易ネットワークは、西アフリカには古くから存在し、植民地化によって複雑な様相を呈しながら発展したという。シエラレオネの場合には、1930年代にダイヤモンドが発掘されたことから、そこにさらに特殊な事情が加わることになった。1950年代までに「不正」坑夫の数は7万5千人に達し、伝統的な産業であった米作農業に携わる若者を不足させ、シエラレオネを米輸出国から米輸入国に転落させる現象まで引き起こすほどであった。また1980年代に訪れた経済危機に対する緊急対応策は、全ての経済活動を現地通貨のレオンで行うことを義務付ける措置を伴ったが、それは政府ルートでのダイヤモンド取引を崩壊させる破滅的な結果をもたらした。したがってそれ以降、「不正」ルート市場は、さらに拡大していくことになったのである

こうした状況の中で、ダイヤモンドを媒介にしたシエラレオネとリベリアの特殊な関係は生まれてきた。かなり早い段階から、シエラレオネの「不正」発掘ダイヤモンドは、リベリアにおける仮想ダイヤモンド鉱山などによる偽装工作のチャンネルをへて、中東の仲買人などを経由して欧州の市場に持ち込まれたりするのが通常であったという<sup>10</sup>。

こうした国境を越えた天然資源の裏取引ネットワークの存在は、シエラレオネ型の内戦の凄惨さを説明する要素の一つである。第一に、国際的取引によって利潤を上げることが目的化している武装勢力に対しては、イデオロギーや領土的条件を交渉条件にした和平交渉が成立しにくい。自己目的化した内戦が延々と継続していってしまうのである。第二に、国際取引ネットワークを活動基盤にしているということは、現地社会の民衆の歓心を得たり、政治的正当性を強調したりする必要性がなくなっていくということを意味する。冷戦時代のゲリラ勢力に典型的に見られた、民衆を味方に取り込んでいくという発想は、RUFのようなシエラレオネの武装勢力には全く見ることができない。敵対勢力による動員を不可能にしつつ、経済的負担と、心理的圧力をかけるために、一般民衆の手足を切断するなどという方法は、活動基盤が自国の民衆の外に置か

# 3.コンゴ民主共和国内戦における天然資源の問題

コンゴ民主共和国の「内戦」は、「アフリカの世界戦争」といわれる大きな波及効果を持ち、また犠牲者の数からしても、極めて深刻な戦争であると言うことができる。その背景には、いわゆる「大湖地域」の複雑な政治情勢があることは言うまでもない。しかし無視し得ないさらなる要素の一つが、天然資源の問題である。コンゴ民主共和国の「内戦」もまた、アフリカにおける武力紛争と天然資源の結びつきを象徴的に示す事例の一つであると言える。

#### (1)内戦の経緯

1994年にルワンダで大虐殺が発生したが、その後にルワンダ愛国戦線(Rwanda Patriotic Front: RPF) が首都キガリを制圧すると、大量のルワンダ難民がザイー ル (現在のコンゴ民主共和国)側に流出した。百万人にも及ぶ難民は、ザイー ル内に大きな社会不安を引き起こした。またルワンダ政府側から見れば、ザイ ール領内で保護されている人々の中には、大虐殺の首謀者層も含まれているた め、いたずらに平等に援助の手を差し伸べることは、自国の安全保障にかかわ る重大な意味を持ちうるのであった。またザイール国内でも、難民の帰還のめ どが立たない状況の中で、反ルワンダ人の動きが高まっていった。1996年9月 には、ザイール議会難民・避難民委員会が、ルワンダとブルンジが東部ザイー ルを含む「ツチランド」の創設に動いていると糾弾する内容の報告書を出し、 さらにザイールからルワンダ人を無条件に追放することを提言した<sup>12</sup>。この提言 を受けてモブツ政権による何らかの行動が予測される中、東部ザイールのルワ ンダ系住民バニャムレンゲ民族集団の反乱軍(AFDL: Alliance des Forces Démocratiques pour la Libération du Congo-Zaire ) が、いわばある種の「先制攻撃」 の形で、武装蜂起した。ただしAFDLとともに行動して、実質的な軍事攻撃を遂 行したのは、ルワンダ軍であった。

この武装蜂起は、難民キャンプの席巻だけで終わることはなく、約一ヶ月のうちにローラン=デジレ・カビラ(Laurent Desire Kabila)を議長とする ADFL は、首都キンシャササを目指すことになる。ADFL の能力は限られていたが、ルワン

ダと同様にモブツ政権に反発していたウガンダとアンゴラの軍隊が、この軍事 作戦に加わることになった。こうして武装蜂起から半年余り後の 1997 年 5 月に は、ADFL 側がモブツ政権を打倒することに成功した。

ルワンダ軍、ウガンダ軍は、ADFLがキンシャササを制圧してからもなお、東部地帯の主要地点を継続して占拠し続け、カビラを牽制する動きに出始めた。カビラの側も外国勢力を警戒し始め、モブツ政権時代のように反ツチ系コンゴ人運動を開始した上で、外国軍のコンゴ民主共和国からの撤退を要求した<sup>13</sup>。

このような情勢の中で 1998 年 8 月にルワンダとウガンダの支援を受けた集団が武装蜂起し、「第二次内戦」が勃発した。これに呼応して反カビラの新しい政治勢力が、東部コンゴに登場した(RCD: Rassemblement congolais pour la démocratie )。一方、カビラ側は反ツチ系住民の運動を強化して、ルワンダ側に圧力をかけた。ジンバブエ、アンゴラ、ナミビア、チャドは、カビラ政権側に立って軍事介入した(スーダンとリビアは軍事訓練・財政支援 )。さらにカビラは、旧ルワンダ政権派(ALiR: Interahamwe/ex-FAR)や「Mai Mai」と連携した。ルワンダ軍の側では、旧モブツ政権の兵士 1 万人以上を「再教育」して反カビラ勢力に編入する方法もとり、戦争は拡大した<sup>14</sup>。

戦争の構図がさらに複雑化するのは 1999 年の初頭である。東部コンゴの資源配分をめぐる対立などから、反カビラ勢力のルワンダとウガンダの関係が悪化し、東部コンゴにウガンダの支援を受けた反カビラ勢力「MLC(Mouvement pour la libération du Congo)」が登場した。また RCD は内紛で、ウガンダの支援を受ける RCD-ML と、ルワンダの支援を受ける RCD-Goma に分裂してしまった。

1999年7月になると、国連、米国、EU(European Union)、OAU(Organization of African Unity)などの圧力で、ほとんどの紛争当事者が参加して、ルサカ停戦合意が成立し、凄惨な戦争が一応の収束に向かう方向性が示された。なお翌8月には、ルサカ停戦合意に参加していなかったMLCとRCDも停戦合意に署名した。ただしMai Mai 勢力は合意の枠組みに不参加のままとなり、これが後の和平プロセスの停滞の原因となる。

ルサカ停戦合意の調印を受けて、国連安全保障理事会は、8 月に決議 1258 を 採択して、90 人の軍事リエゾン要員を派遣し、ルサカ停戦合意によって停戦監 視の任務を与えられた共同軍事委員会(Joint Military Commission: JMC)を補佐することを決めた。そして 11 月には国連安保理決議 1279 によって MONUC (United Nations Organization Mission in the Democratic Republic of the Congo: 国連コンゴ民主共和国ミッション)が設立され、500人の軍事監視員が追加されることになった。しかし MONUC が設立されても、JMC をめぐる論争や、MLC の撤退拒否などで停戦合意履行プロセスは遅滞し続けた。ルワンダ軍とウガンダ軍の軍事衝突事件も起こるようになった。

2001 年 1 月に大統領ローラン・カビラが暗殺され、息子のジョゼフ・カビラ (Joseph Kabila)が大統領に就任した後、同年 5 月にルサカ停戦合意の当事者が再びルサカに集まり、「基本原則についての宣言」に調印した。8 月にはルサカ停戦合意当事者と非暴力政党および市民団体がガボロネに集まって、コンゴ人の間の対話の準備会合が開かれた。10 月にはアディスアベバで「コンゴ国民対話」開催されることになった。

包括的な和平プロセスが停滞する中、カビラ政権は二国間関係の進展によっても、和平の機運を高めようとした。2002 年 7 月には、カビラ政権とルワンダ政府が、コンゴ民主共和国内のフツ系の軍事勢力の掃討と引き換えにルワンダ軍を撤退させることに合意した。すでにチャドは撤退していたが、ルワンダ軍の撤退にともなって、ジンバブエ、アンゴラ、ナミビアの軍隊も撤退した。9 月には、カビラ政権とウガンダ政府が、ウガンダ軍の撤退について合意した。ただし8月にRCD-MLから6月に分派した「コンゴ愛国連合:UPC」(ヘマ中心)が、イトゥリ地方の中心部ブニアを制圧、地域に虐殺と報復が繰り返される不穏な動きが蔓延していたため、カビラ政権はウガンダとの間で特別に「イトゥリ平和委員会」の設置を決めた。ところがこれは事実上のウガンダの勢力の温存策であるとして反発したルワンダは、UPC と急速に接近し、ウガンダと対立を深めた。

2002 年 12 月には、統一中央政府を作るために重要な権力分有の案を示す「プレトリア合意」が成立した。カビラを大統領としたまま 4 人の副大統領職(大統領支持派、野党勢力、RCD-Goma、MLC)を作り、さらに武装勢力への 19 を含む 35 の大臣職が分配されることになった。このプレトリア合意にしたがって、

翌 2003 年 6 月にカビラ大統領は各派から閣僚を指名し、「移行政権」を成立させる<sup>15</sup>。

ただし新しい紛争の要因も起こり続けた。2003 年 3 月には、ルワンダ政府と近い関係を得た UPC をウガンダ軍が攻撃し、ブニアから放逐するという事件が起こった。これに対して国連はウガンダ軍の撤退を求めたが、それが 5 月に実現すると一種の力の空白状態がこの地域に生まれ、イトゥリ各地での武力闘争事件が起こり、UPC が再度ブニアを制圧することになった。これに対しては緊急に国連安保理決議によって授権されたフランスを中心とする EU 指揮下の部隊が 5 月から 9 月までの任期でブニアに派遣され、6 月以降に武装解除を実施した。

さらに 2004 年には、元RCD-Gomaの副司令官が、指揮下の武装勢力を蜂起させ、北キヴからンクンダ将軍の援軍を得て、軍事攻勢をかけた。この勢力は、6月に南北キヴ地方の中心都市ブカヴを制圧した後、すぐに撤退したが、カビラ政権は背後のルワンダを非難するとともに、東部に 1万人規模の部隊を派遣した。カビラ政権とルワンダ政府軍との間のさらなる全面対決の恐れは、25日にルワンダのカガメとカビラが緊張緩和のためナイジェリアで会談したことによって回避され、翌 2004年9月にはコンゴ民主共和国とルワンダによって「共同監視委員会:JVC」が設立され、国境地帯の監視を開始する準備が始められる。たが、コンゴ東部地域の不安定を解消するまでには至らなかった<sup>16</sup>。2004年7月には、イトゥリ地方において、FNI(Front des Nationalistes et Intégrationnistes)とFAPC(Forces Armées du Peuple Congolais)という武装勢力が衝突して、被害者・避難民を多数出すという事件も起きた。

#### (2)コンゴ民主共和国の戦争経済

(東部)コンゴ民主共和国を含む大湖地域もまた、古くから独特の交易ネットワークが発達していた地域であった。そこにルワンダ大虐殺以降の動乱と、大規模な援助関係ビジネスの注入によって、地域の経済システムは複雑な転換の様相を呈した。そこに内戦の影響が加わってきたわけだが、特に大きな負の要素となったのは、外国軍のあからさまな軍事介入である。特にルワンダとウガンダは、第一次内戦の際にカビラの ADFL を支援する名目で軍事介入してコ

ンゴ民主共和国の東部地域に駐留したまま撤退せず、経済的利権を保持し続け、 1998年以降の「第二次内戦」においてさらに悪質な資源収奪の構造を発展させた。

ただしルワンダとウガンダでは、「戦争経済」で得た利益について、大きな差があるとの見方が強い。ルワンダ軍は、コンゴ民主共和国東部地域において、天然資源の豊かな地域を押さえたはずであった。ただしその実益の程度に関しては、否定的な評価がなされている。ルワンダ軍(の同盟組織であるRCD)が掌握した大キヴ地方は、金をはじめとする天然資源が豊かな地域であるはずだった。しかし実際には、生産性は高くなく、期待された埋蔵ダイヤモンドも商業化に耐えられるものではないことが判明したりした<sup>17</sup>。もっとも携帯電話やテレビゲーム機に多用されて需要が増加し、2000年の一年間で価格が11倍にもなったという希少金属のタンタルの収奪からは、ルワンダも相当の利益を得たと考えられている。ただしタンタルに関しては、ルワンダが親密な関係を持つアメリカの議会がコンゴ産タンタルの輸入禁止措置を決めたり、他の産地での開発も進んだりしたことから、2001年以降にはその魅力は低下したとも言われる。

しかしもともとルワンダは、コンゴ民主共和国領内にひそむ旧政権寄りの勢力を弱体化させることに大きな政治的意味を見出しており、資源収奪の利益は副次的なものであったと考えることに無理はない。それに対して、ルワンダほどには軍事介入から得られる政治的利益がないにもかかわらず<sup>18</sup>、国境から 1000キロ離れた地域にまで兵力を展開し、本国よりもはるかに広い面積を実効支配するに及んだウガンダの場合には、資源収奪が持つ意味はより大きかったと考えることができる。ウガンダ軍とその同盟組織であるRCDは、北キヴ州の税関などを管理し、その収入を自らの懐に入れる恒常的体制を作り出した。さらに金とコーヒーの産地として知られる多くの地域を含むキバリ=イトゥリ州を管理する体制も作り出した。結果として、金、ダイヤモンド、コーヒーをはじめとして、木材や象牙なども含む大量のコンゴ民主共和国の資源が、ウガンダに運び出されていくことになった<sup>19</sup>。これを裏付ける数字として、ウガンダの金「輸出」量が、1994年には 0.22 トンであったが、2000年には 10.83 トン(生産は 0.0016トンから 0.0044 トン)に、ダイヤモンドが、1997年の輸出額 19 万 8000 ドルが

2001 年には 253 万 9000 ドルに、タンタルが、1997 年の 2.57 トンが 1999 年には 69.5 トンに急増したことを、あげることができる<sup>20</sup>。

コンゴ民主共和国政府は、1998 年 8 月に国連安保理で、同年 9 月に非同盟諸国会議と南部アフリカ共同体会議で、ウガンダ軍とルワンダ軍の派兵を非難し、その撤兵を求めたが、その後、さらに両国による資源収奪も糾弾し始め、1999年 6 月には国際司法裁判所に提訴した。これによって資源収奪問題は国際社会の大きな関心事となり、国連安保理は 2000年 9 月に「コンゴ民主共和国の天然資源その他の収奪に関する国連調査団」を設立することを決めた。この国連調査団およびその他の各国政府や NGO の調査により、資源収奪のメカニズムは今日ではかなりの程度明らかになってきている。

派兵軍は、採集と流通双方の過程で業者から許認可料金を徴収し(ただし自国業者は免除)、行政府に自国軍幹部を配置して行政組織を掌握した上で、輸送業務・安全確保策を施す。ウガンダまたはルワンダなどに時には軍用機で運ばれた資源は、ドバイ、ヨーロッパ各地へ輸送される。たとえばタンタルの場合には、そこからカザフスタンやマレーシアの精錬工場に運ばれ、先進国の生産地、消費市場に到達する。こうした不法な裏取引流通チェーンは、武力紛争の温床であると同時に、その結果として確立されたものでもある。

このようなシステムの内部では、個人単位で暗躍する介入国の政治家と軍人、国際的な商人が、様々な結びつきを作り出して、膨大な利潤を得てきた。そしてそのネットワークが、コンゴ民主共和国の「内戦」の行方に複雑な影を落としてきた。資源収奪だけが唯一の戦争要因だと言うことは、もちろん誇張であるう。資源の問題が、単に内戦の過程で偶然に生まれた副次的要因でしかないのか、紛争を生み出して長期化させた決定的な構造的要因であるのかも、簡単に断言できる問いではない。しかし資源収奪の問題を看過して、「内戦」問題を語ることもできない。コンゴ民主共和国の「内戦」が、天然資源と極めて深く結びついて展開してきたがゆえに、天然資源と武力紛争の分かちがたい関係を示す象徴的な事例であるということは、否定することができない事実だと言えるだろう。

## 4.紛争予防としての天然資源の管理へ

ここまでの本稿の検討から明らかになってくることは、天然資源が武力紛争と大きく結びついている場合が、現代世界には多々あるということであり、したがって天然資源の管理は、紛争予防の観点から極めて重大な含意を持っているということであった。そのためこれまでにも国連安全保障理事会の制裁、地域機構の制裁、国連専門家委員会勧告、テロリストおよび組織犯罪に対する諸条約、キンバリー認証プロセス(紛争関係ダイヤモンド取引の防止)、木材認証、条件付援助、国連グローバル・コンパクトなどの諸々の取り組みがなされてきた。しかし紛争予防策としての天然資源の国際管理体制は、必ずしも十分な効果をあげているとは言えない。

たとえば国連安保理は、2000 年にシエラレオネ産ダイヤモンドの直接的・間接的輸入を禁じたが、政府による産出認証があるダイヤモンドは、禁止対象から除外した。この措置は、認証の形態をとった紛争関連のダイヤモンドが公然と取引される状況を生み出す結果をもたらした、と指摘されている<sup>21</sup>。また国連安保理は紛争予防あるいは拡大阻止を目的にして、経済制裁を頻繁に発動してきた。米国などは、単独でも経済制裁に踏み切ることが少なくない。しかし経済制裁の効果は限定的であり、本来の制裁の対象である政府や集団ではなく、むしろ対象地域の一般住民に悪影響を及ぼすことが多いと指摘されている。狙いを定めた効果的な経済制裁の方法が模索されているが、決定的な解決策があるわけでもない<sup>22</sup>。実際には、個別的な紛争地域の状況を十分に考慮しながら、複数の対処法を効果的に組み合わせていく必要があると言えるだろう。

#### (1)貿易制裁

国連安全保障理事会は、国連憲章第7章の第41条の規定にもとづいて、国連加盟国が、他国もしくは何らかの集団との間に持つ経済関係を制限することができる。その目的は「国際の平和と安全」の維持または回復であるが、「国際の平和と安全」への影響が認められれば、41条は内戦に関しても適用されうる。貿易を制限する決議が出された場合、現地の平和維持部隊などが実施にあたって活用されることもあるが、国連専門家委員会が組織されることもある。後者であれば、5人程度がチームを組んで、100万ドル程度の予算で、コンサルタン

ト契約にもとづいて職員を雇用するような場合が平均的であり、比較的機動性 に富んでいると言える<sup>23</sup>。

国連が主導する制裁についても、その効果を疑問視する論者もいるが、地域機構による制裁については、さらに否定的な意見が見られる。地域機構による貿易制裁の事例としては、ECOWASがチャールズ・テイラーのNPFL支配地域を対象にして行ったものなどがあるが、いずれも実効性に乏しかったばかりではなく、制裁を行っている地域機構加盟諸国自らが制裁違反を行っていた場合などが報告されてもいる<sup>24</sup>。

# (2)司法機関

司法機関を介した天然資源の管理の方法も幾つかある。まず国内立法制度を 通じた紛争関連資源の管理が、重要なものとしてあげられる。犯罪的取引を行っている特定の人物・団体をリスト化して、管理体制を徹底している諸国もあ る。また米国では、海外で違法行為を行った企業を国内で裁くための立法制度 も存在している。

国際的なメカニズムとしては、国際刑事裁判所(International Criminal Court: ICC)が、明らかに紛争を助長する目的で行われる資源収奪・取引を取り締まるために用いられる可能性がある。「テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約(International Convention for the Suppression of the Financing of Terrorism)」や、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約(UN Convention against Transnational Organized Crime)」なども、紛争を助長する資源収奪・取引を防止するために活用することができると指摘されている。インターポールなどの国際的な警察機構は、紛争関連資源の違法取引の取締りのために活用することができる組織だと言えよう<sup>25</sup>。

#### (3)認証制度

違法に産出された天然資源が国際市場に流出するのを防ぐことを目的として、正式のルートにのっとったものだけを認証するシステムは、現在でも幾つかある。木材に関する認証制度は、その一例である。しかし武力紛争に天然資源が利用されることを防ぐ目的で作られた認証制度は、「キンバリー認証プロセス」しかない。それは、紛争に関連したダイヤモンドが市場に出回るのを防ぐこと

を目的として作られた制度である。

ただしキンバリー・プロセスは、強制的な実行力を持つものではない。基本的には、自発的な意思によって参加者が加入する仕組みになっており、産業側の自己規制によって補完されるようなものである。違犯行為に対する罰則もない。またキンバリー・プロセスが完成したのは 2003 年になってからだが、そのときにはすでに、紛争関連ダイヤモンドの問題が深刻であったシエラレオネやアンゴラでは、停戦状態が達成されていた<sup>26</sup>。

# (4)条件付援助、経済監視

援助に条件を付すことによって、天然資源が武力紛争を助長する形で収奪・取引されることを防ぐ方法もある。これは各国政府または国際機関が、紛争国や武装勢力支配地域に向けての援助計画の実施にあたって用いることができる方法である。また和平合意の進展に連動させる形で、経済活動を監視することが試みられることもある。国際通貨基金(IMF)や世界銀行などが、そうした監視活動をしばしば行ってきている。

## (5)企業活動

企業活動は、現地社会に肯定的な効果を与える場合もあるし、否定的な効果を与える場合もある。いずれにせよ資源管理の観点から、紛争を助長するような結果をもたらす企業活動については、一定の制御的メカニズムが必要になる。営利目的で武装集団を利するような行為に走るのは、いかなる企業であっても、慎まなければならない。そうした観点から、コフィ・アナン国連事務総長のイニシアチブで始められたのが、「国連グローバル・コンパクト」であった<sup>27</sup>。

#### 5. おわりに

本稿では、まず第 1 節において、天然資源の問題が、武力紛争の問題とどう関係しているのかについて、簡単にまとめた。第 2 節では、シエラレオネに、第 3 節では、コンゴ民主共和国に焦点をあてて、それぞれの武力紛争の推移を整理した上で、天然資源の問題がどのように関係しているのかについて、ふれてみた。そこで第 4 節では、紛争(後)地域における天然資源を管理するための国際的な努力について概観した。

本稿の議論からわかるのは、現代世界の武力紛争には、天然資源の問題が大きくかかわっているということであった。直接的あるいは間接的な形で、資源の問題は、武力紛争を引き起こし、あるいは助長し続けているのである。しかし逆に言えば、適正な天然資源の管理体制を確立することができれば、武力紛争発生の可能性を低下させるか、少なくとも悪化の道をたどることを防ぐことができると、推定することができるのである。

今日までの国際社会の努力は、一定程度の効果をあげてきたと言うことができないものではないが、残念ながら、画期的な成果を生み出すほどのものではなかった。今後さらに紛争予防の観点から資源管理の問題を捉えていくためには、武力紛争と天然資源の関係についてより深く研究を進めた上で、個別的状況に応じた対応策について、議論を重ねていく必要があると言えるだろう。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> Mats Berdal and David M. Malone, "Introduction" in Mats Berdal and David M. Malone (eds.), *Greed and Grievance: Economic Agendas in Civil Wars* (Boulder, CO: Lynne Rienner Publishers, 2000), p. 2. See also David Keen, *The Economic Functions of Violence in Civil Wars: Adelphi Paper 320* (Oxford: Oxford University Press, 1998; Karen Ballentine and Jake Sherman (eds.), *The Political Economy of Armed Conflict: Beyond Greed and Grievance* (Boulder, CO: Lynne Rienner Publishers, 2003); and Michael Pugh and Neil Cooper with Jonathan Goodhand, *War Economies in a Regional Context* (Boulder, CO: Lynner Rienner Publishers, 2004).

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> Michael Ross, "The Natural Resource Curse: How Wealth Can Make You Poor" in Ian Bannon and Paul Collier (eds.), *Natural Resources and Violent Conflict: Options and Actions* (Washington, D.C.: The World Bank, 2003), pp. 29-33.

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> See, for instance, David Keen, "Incentives and Disincentives for Violence" in Berdal and Malone (eds.), *op. cit*.

<sup>4</sup>多くの紛争国において、国家としての実体を持たずに形式的な主権国家の枠組みだけが維持されている問題を、「影の国家(shadow states)」の概念を用いて論じたものとして、William Reno, "Shadow States and the Political Economy of Civil Wars" in Berdal and Malone (eds.), *op. cit.* 

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> See Karen Ballentine and Jake Sherman, "Introduction" in Ballentine and Sherman (eds.), *op. cit.*, pp. 1-2.

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> See Ian Bannon and Paul Collier, "Natural Resources and Conflict: What We Can Do" in Bannon and Collier (eds.), *op. cit.*, pp. 2-5.

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> Michael L. Ross, "Oil, Drugs, and Diamonds: The Varying Roles of Natural Resources in Civil War" in Ballentine and Sherman (eds.), *op. cit.*, p. 53.

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> Michael Ross, op. cit. in Bannon and Collier (eds.), op. cit., pp. 19-22.

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> See Pugh and Cooper with Goodhand, *op. cit.*, p. 100.なおここで「不正」に「」を付しているのは、シエラレオネのような国家の場合、中央政府の認定の正当性は、疑念の余地のあるものでしかない事情による。

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup> *Ibid.*, p. 102.

<sup>11</sup> RUFの蛮行についての分析としては、落合雄彦「シエラレオネ紛争における一般市民への残虐な暴力の解剖学 - 国家、社会、精神性 - 」、武内進一(編)『国家・暴力・政治:

# アジア・アフリカの紛争をめぐって』(アジア経済研究所、2003年)所収。

- <sup>12</sup> See Tatiana Carayannis, and Herbert F. Weiss, "The Democratic Republic of Congo 1996-2002" in Jane Boulden (ed.), *Dealing with Conflict in Africa: The United Nations and Regional Organizations* (Palgrave, 2003), p. 259.
- <sup>13</sup> *Ibid.*, p. 270.
- <sup>14</sup> *Ibid.*, p. 271.
- 15 武内進一「ウォーロードたちの和平:コンゴ紛争の新局面」、『アフリカレポート』 第 37 号、2003 年、pp. 33-38。
- 16 武内進一「東部コンゴという紛争の核」、『アフリカレポート』第 39 号、2004 年、pp. 38-42。
- <sup>17</sup> Musifiky Mwanasali, "The View from Below" in Berdal and Malone (eds.), op. cit., p. 142.
- 18 ただし公式のウガンダ政府の説明によれば、コンゴ民主共和国北東部にウガンダの 反政府勢力・統一民主戦線(ADF)の活動基盤があり、派兵はこれを撲滅することであっ たという。
- <sup>19</sup> *Ibid*.
- <sup>20</sup> 吉田栄一「ウガンダ軍のコンゴ内戦派兵とその資源収奪について:紛争地資源のつくるコモディティ・チェーン」、『アフリカレポート』、No. 36、2003 年、13 頁。
- <sup>21</sup> See Pugh and Cooper with Goodhand, op. cit., p. 118.
- <sup>22</sup> See Samuel D. Porteous, "Targeted Financial Sanctions" in Berdal and Malone (eds.), op. cit.
- <sup>23</sup> Philippe Le Billon, "Getting It Done: Instruments of Enforcement" in Bannon and Collier (eds.), *op. cit.*, p. 234.
- <sup>24</sup> *Ibid.*, p. 238.
- <sup>25</sup> *Ibid.*, pp. 239-243.
- <sup>26</sup> *Ibid.*, pp. 244-248.
- <sup>27</sup> See the website of the United Nations <a href="http://www.un.org/Depts/ptd/global.htm">http://www.un.org/Depts/ptd/global.htm</a>.